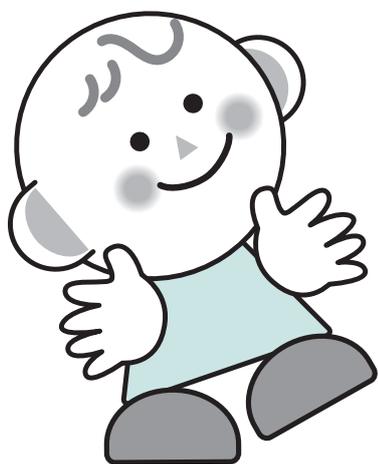
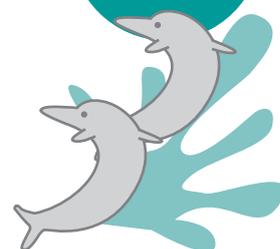
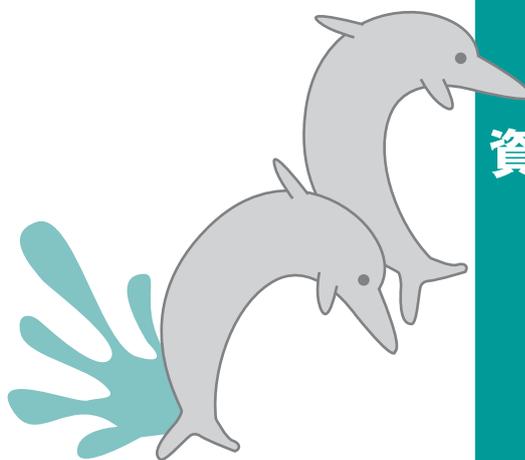


資料編

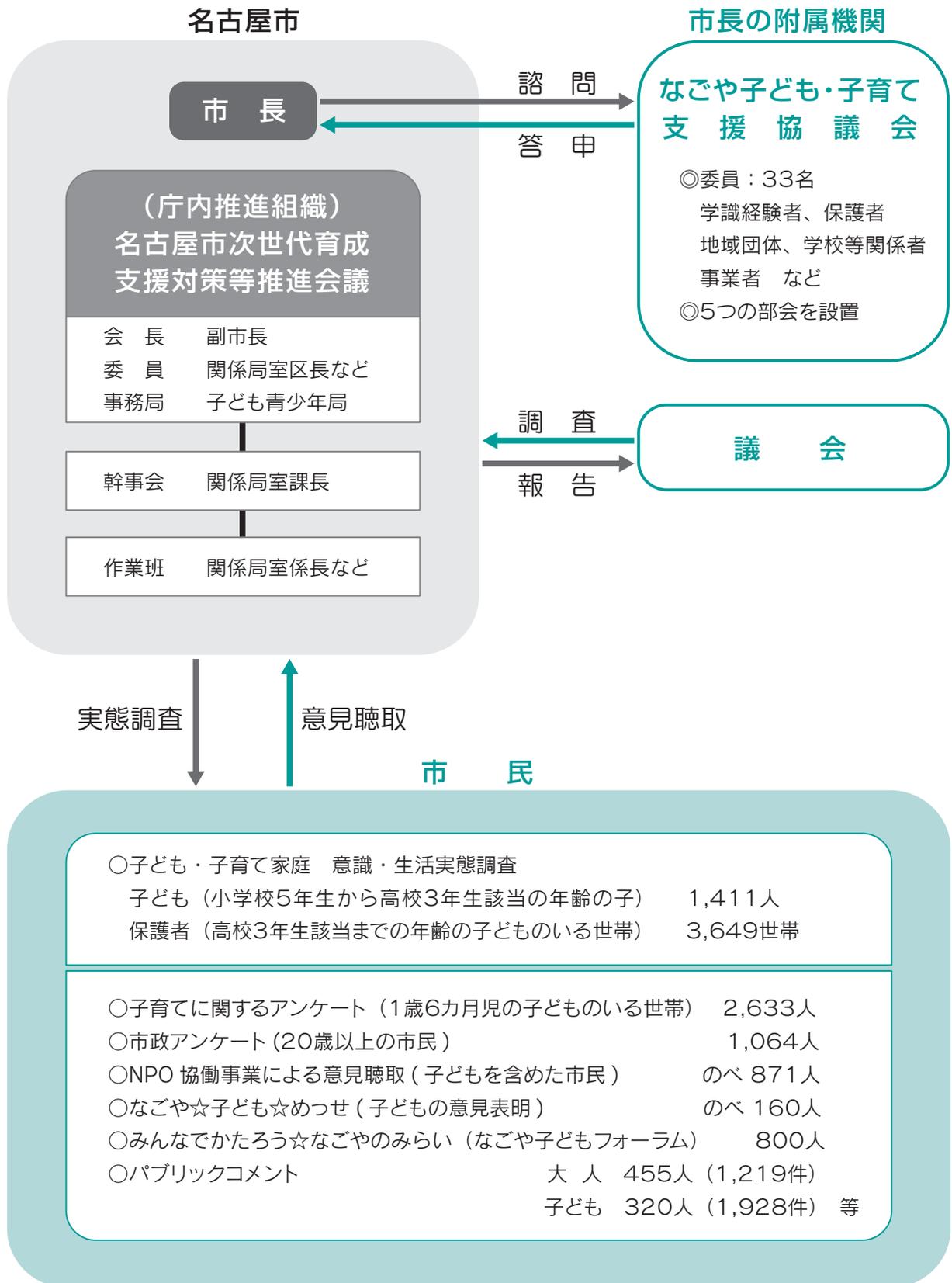


なごっち

1 策定の経過

平成20年度	4月1日	なごや子ども条例施行
	4月21日	次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	8月20日	次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	9月1日	なごや子ども・子育て支援協議会設置
	9月8日	次世代育成支援対策推進会議
	9月17日	第1回なごや子ども・子育て支援協議会
		市長がなごや子ども・子育て支援協議会へ諮問
	10月10日	「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」開始(～10月31日)
平成21年度	2月3日	次世代育成支援対策推進会議 幹事会
	4月13日	「子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査」結果公表
	4月21日	次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	5月27日	第2回なごや子ども・子育て支援協議会
	8月19日	次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	8月24日	次世代育成支援対策等推進会議
	9月11日	第3回なごや子ども・子育て支援協議会
	9月23日	なごや子どもフォーラム開催
	10月15日	次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	10月27日	第4回なごや子ども・子育て支援協議会
	11月11日	次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	11月12日	なごや子ども・子育て支援協議会が市長へ答申
	11月16日	次世代育成支援対策等推進会議
	11月18日	教育子ども委員会所管事務調査「子どもに関する総合計画の策定状況について」
	12月10日	次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	12月24日	教育子ども委員会所管事務調査「子どもに関する総合計画について」
	12月28日	「子どもに関する総合計画」素案パブリックコメント開始(～2月1日)
	1月21日	名古屋市社会福祉審議会へ報告
	2月10日	次世代育成支援対策等推進会議 幹事会
	3月1日	次世代育成支援対策等推進会議
3月26日	第5回なごや子ども・子育て支援協議会	

2 「子どもに関する総合計画」の策定体制



3 なごや子ども・子育て支援協議会

(1) 委員名

(委員名五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 団 体 等
相澤 尚	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
浅野 香代子	名古屋市子ども会連合会
荒川 あや子 (H21.5.27~)	厚生労働省愛知労働局雇用均等室
濱田 知子 (H20.9.1~H21.5.26)	
伊藤 知敬	社団法人名古屋市医師会
伊藤 元裕 (H21.7.29~)	名古屋市立高等学校PTA協議会
波多野 由美 (H20.9.1~H21.7.28)	
伊野 二彦	社団法人名古屋市老人クラブ連合会
内田 吉彦	名古屋商工会議所
大西 准子 (H21.5.27~)	名古屋市立小中学校PTA協議会
齊藤 さち代 (H20.9.1~H21.5.26)	
小川 英彦	愛知教育大学幼児教育講座
奥田 陸子	特定非営利活動法人子ども&まちネット
粕田 陽子	愛知県弁護士会
金井 篤子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
鎌田 隆光	社団法人名古屋市私立幼稚園協会
神原 義治	愛知県県民生活部社会活動推進課
桐山 雅子	中部大学学生相談室
小出 浩子	名古屋市地域女性団体連絡協議会
小久保 裕美	特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち
小塚 康子	名古屋市民生委員児童委員連盟
篠崎 真佐子	愛知県警察本部生活安全部少年課
○白石 淑江	同朋大学社会福祉学部
高木 和俊 (H21.5.27~)	愛知県中小企業団体中央会
木戸 道則 (H20.9.1~H21.5.26)	
畑中 紀代	名古屋市保護区保護司会連絡協議会
◎藤田 榮史	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
古澤 桂子	名古屋市児童養護連絡協議会
松本 宏克	愛知県経営者協会
松本 正孝	愛知県私学協会名古屋支部

(委員名五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 団 体 名
三 林 久 美 (H21.11.1~)	名古屋市教育委員会
後 藤 澄 江 (H20.9.2~H21.10.31)	
村 瀬 嘉 孝 (H21.5.27~)	名古屋市区政協力委員議長協議会
平 手 三 郎 (H20.9.1~H21.5.26)	
森 井 隆 則	社団法人愛知県防犯協会連合会
山 田 ち づ 子 (H21.5.27~)	名古屋市立小中学校長会
加 藤 由 紀 子 (H20.9.1~H21.5.26)	
山 中 恵 子	日本労働組合総連合会愛知県連合会
横 山 和 夫	愛知県公立高等学校長会
湧 井 規 子	社団法人名古屋民間保育園連盟

◎会長 ○副会長



(2)開催状況

○ 協議会

回	月 日	内 容
第 1 回	平成20年9月17日	(1)「なごや子ども・子育て支援協議会」について (2)「なごや 子ども・子育てわくわくプラン」の進捗状況について (3)「なごや 子ども・子育てわくわくプラン」の変更について (4)部会の設置について
第 2 回	平成21年5月27日	(1)調査・意見聴取結果について (2)各部会の報告について (3)ひとり親世帯等実態調査について
第 3 回	平成21年9月11日	(1)「なごや 子ども・子育てわくわくプラン」進捗状況について (2)各部会のまとめについて (3)答申について
第 4 回	平成21年10月27日	(1)なごや子ども・子育て支援協議会答申について (2)なごや子ども・子育て支援協議会における検討状況と今後について (3)成果指標について (4)ひとり親世帯等自立支援計画について
第 5 回	平成22年3月26日	(1)子どもに関する総合計画について (2)その他

○ 部会長会

回	月 日	内 容
第 1 回	平成21年8月21日	(1)各部会のまとめについて (2)答申案作成に向けて
第 2 回	平成21年10月1日	(1)内容について (2)答申案全体について

○ 部会

 権利擁護部会

回	月 日	内 容
第 1 回	平成20年10月23日	(1)名古屋市の相談機関の現状について (2)相談に対する対応について (3)子どもの悩みについて
第 2 回	平成21年2月9日	(1)子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査結果について (2)市内の相談機関について (3)名古屋市における相談救済体制における課題等について
第 3 回	平成21年6月4日	(1)検討調整事項について (2)権利侵害に対する対応(救済)について (3)権利侵害を予防する市と市民の役割と協働のあり方について
第 4 回	平成21年8月3日	(1)相談実績について (2)権利擁護の基本的な方向性について

 子どもの育成部会 (乳幼児・小中学生)

回	月 日	内 容
第 1 回	平成21年3月17日	(1)子ども育成部会の進め方について (2)子どもの意識・実態や子どもを取り巻く環境の現状について (3)子どもの自立に向けて (4)各年齢における必要な施策について
第 2 回	平成21年5月27日	(1)子どもの健やかな育ちのために家庭・地域・学校等に求められること (2)市、保護者や市民の具体的な関わり方について
第 3 回	平成21年8月6日	(1)国の動向について (2)子どもの育成の基本的方向性について

□ 子どもの育成部会（青年）

回	月 日	内 容
第1回	平成21年2月13日	(1)子ども育成部会の進め方について (2)子どもの意識・実態や子どもを取り巻く環境の現状について (3)子どもの自立に向けて (4)各年齢における必要な施策について
第2回	平成21年6月10日	(1)青年期に発生している課題へのアプローチ (2)子どもが健やかに育ち、精神的自立・経済的自立・社会的自立ができるための大人たちの役割について
第3回	平成21年7月29日	(1)国の動向について (2)子どもの育成の基本的方向性について

□ 地域の子育て支援部会

回	月 日	内 容
第1回	平成20年11月11日	(1)地域の子育て支援施策の現状について (2)地域の子育て支援ネットワークについて
第2回	平成21年2月2日	(1)子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査結果について (2)地域の子育て支援のあり方について
第3回	平成21年6月2日	(1)現在子育てをしている方との意見交換（※市民公募による） (2)課題を解決していくための方策について
第4回	平成21年7月21日	(1)地域の子育て支援のあり方について (2)子育てバウチャーについて

□ ワーク・ライフ・バランス部会

回	月 日	内 容
第1回	平成21年2月24日	(1)ワーク・ライフ・バランス部会の進め方について (2)ワーク・ライフ・バランスの現状について (3)次世代育成支援の視点から見たワーク・ライフ・バランスのための方策について
第2回	平成21年5月27日	(1)ワーク・ライフ・バランス推進のために必要なこと (2)推進していくためのそれぞれの役割について
第3回	平成21年7月9日	(1)ワーク・ライフ・バランス推進のために必要なこと (2)個別の事項についての対応について (3)答申案について

(3)子どもに関する総合的な計画の策定に向けた基本的な方向性について(答申概要)

名古屋市長からの諮問を受け、子ども・子育て支援協議会や部会での議論を重ね、平成21年11月12日に答申が出されました。答申では、子どもや子育て家庭の状況についてまとめられ、なごや子ども・子育てわくわくプラン5年間の取組状況について、様々な支援が市民の中に定着し、支援の効果が上がっている取組みが進みつつあると評価されました。

次期計画については、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法を考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するという「なごや子ども条例」の趣旨を具現化することが求められ、また、現計画期間5年間の取組みをさらに発展させ、現状では十分といえない領域での支援を新たに展開するための方向性が示されました。

○なごや子ども・子育てわくわくプランの5年間の評価

家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな機関や団体等による子育て支援活動が活発に行われるようになるとともに、重層的なネットワークが徐々に構築されつつある。 ・ 今後は、さまざまな活動の連携を深め、包括的かつ重層的なネットワークづくりの充実が望まれる。
すべての子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども条例の施行により、子どもの育成に重点をおき、社会全体で子どもの育ちを支えていくという土台がつけられた。 ・ 今後は、将来の自立を念頭においた発達段階に応じた支援、自立困難な問題を抱える若者への対応、困難度の高い子ども・若者への支援などの必要がある。
地域・企業・行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と家庭の両立支援に向けた取組みは拡充されてきているが、仕事と家庭を両立したいにもかかわらず、出産や育児のために離職をする母親の存在など、まだ改善すべき問題は多い。 ・ 今後は、地域において子育て家庭の支援に対する協力や理解が得られるよう、更に啓発活動に力を注いでいく必要がある。

○施策の基本的な方向性

子どもの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会全体で子どもの自己肯定感を育む施策が必要 ・ ニートなどの困難を抱えた若者に対し、関係機関や地域などが連携した、社会全体での包括的な支援体制が必要 ・ 障害児など配慮を要する子どもたちに対する、社会全体での支援が必要
子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談体制の充実や相談機関の連携強化 ・ 虐待やいじめなどが起こった時の対応に加えて、予防という観点からの支援の推進
地域での子育て家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各活動主体の役割の整理と、支援活動の量的な安定や質の充実 ・ 個々の家庭と地域のネットワークを基盤とした包括的かつ重層的なネットワークづくり ・ 出生前から成人に至るまでのそれぞれの年齢段階をつなぐ縦のネットワークの構築
子育て家庭のニーズに応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭への子どもの年齢に応じた支援が必要
ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援制度の充実のための企業への支援 ・ 特に男性の働き方の見直しなど、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 保育サービスなどの充実

○まとめ～次期計画に求められる支援の方向性～

- ① 子どもの育ちと若者のニーズに何よりも焦点をあわせ、子どもの育ちと若者の自立を支援の立脚点として最重視
- ② 子ども・若者の参画が子ども・若者の育ちに重要であることを踏まえた当事者参画型の施策・計画の決定と遂行
- ③ 包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない支援システムづくり
- ④ 支援を必要としながら支援が十分に行き届いていない子ども・若者、子育て家庭に対する支援の抜本的強化
- ⑤ 専門家の安定的な配置をはじめとする支援の担い手の質的・量的確保
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑦ 現状の正確な把握

4 名古屋市次世代育成支援対策等推進会議

次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備「次世代育成支援対策」を総合的に推進するとともに、子どもの権利を保障する目的で設置しました。

(1) 推進会議構成員

会 長	副市長	委 員	上下水道局長
副 会 長	子ども青少年局長	委 員	交通局長
委 員	会計室長	委 員	病院局長
委 員	市長室長	委 員	消防長
委 員	総務局長	委 員	選挙管理委員会事務局長
委 員	財政局長	委 員	監査事務局長
委 員	市民経済局長	委 員	人事委員会事務局長
委 員	環境局長	委 員	教育長
委 員	健康福祉局長	委 員	市会事務局長
委 員	住宅都市局長	委 員	中村区長
委 員	緑政土木局長	委 員	中区長

(2) 幹事会構成員

幹 事 長	子ども青少年局子ども未来課長	幹 事	子ども青少年局総務課長
幹 事	市長室国際交流課長	幹 事	子ども青少年局子ども事業調整室長
幹 事	総務局総務課長	幹 事	住宅都市局企画経理課長
幹 事	総務局企画課長	幹 事	緑政土木局企画経理課長
幹 事	総務局男女平等参画推進室長	幹 事	上下水道局経営企画課長
幹 事	総務局人材開発室長	幹 事	交通局経営企画課長
幹 事	財政局財政課長	幹 事	病院局総務課長
幹 事	市民経済局企画経理課長	幹 事	消防局総務課長
幹 事	市民経済局勤労福祉室長	幹 事	教育委員会企画経理課長
幹 事	環境局総務課長	幹 事	教育委員会指導室長
幹 事	健康福祉局総務課長		

5 意見聴取や子どもの意見表明など

(1) 子ども・子育て家庭 意識・生活実態調査

子どもに関する総合計画を策定するにあたり、子どもや子育て家庭の意識や生活実態を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として調査を実施しました。

○ 調査対象

名古屋市内に居住するもののうち、次のいずれかの子どもがいる世帯を対象とし、住民基本台帳から無作為に抽出した10,000世帯を対象としました。

◆ 平成20年度に小学校5年生～高校3年生に該当する年齢の子ども(平成2年4月2日～平成10年4月1日に出生した子ども) のいる世帯 4,500世帯

*子どもを対象とした調査も併せて行いました。

◆ 平成20年度に小学校4年生以下の子ども(平成10年4月2日～平成20年5月31日に出生した子ども) のいる世帯 5,500世帯

○ 調査方法

◆ 調査方法

保護者調査票については共通質問21問、子どもの年齢に応じた質問29問、子どもについては36問についての調査票を作成して郵送で配布し、郵送で回収しました。

◆ 調査期間

平成20年10月10日～10月31日

◆ 回収状況

発送数14,500に対して、5,060の回答が寄せられ、全体の回収率は34.9%、保護者の回収率は36.5%、子どもの回収率は31.4%でした。

区分	発送数	回収数	回収率
保護者	10,000	3,649	36.5%
子ども	4,500	1,411	31.4%

(2) みんなでかたろう☆なごやのみらい(なごや子どもフォーラム)

未来の名古屋を担う子どもたちが、名古屋開府400年祭への思いや未来の名古屋への夢を語る子どもフォーラムにおいて意見表明しました。

○ 日 時 平成21年9月23日(水・祝)午後2時～午後4時

○ 場 所 名古屋市公会堂1階大ホール

○ 主 催 名古屋開府400年記念事業実行委員会

○ 企 画 名古屋開府400年記念事業子ども実行委員会

○ 主な内容

◆ 未来グループによる「みんなでかたろう☆なごやのみらい」

- ・子どもの権利を知ってほしい
- ・人と自然に優しい名古屋づくり
- ・子どもの力を伸ばすためには、子どもと大人は何をすべきか

◆ 河村市長・荒俣宏氏と子どもたちとの話し合い

- ・なごや子ども条例の広報について
- ・市長の名古屋弁について
- ・自転車の普及について など

○ 参加者数 800人



(3) NPO協働事業

NPOに委託し、次の活動を実施しました。

- ◆ なごや子ども条例の推進に向けた市民意識の醸成を目的とした広報活動
- ◆ 子どもに関する総合的な計画策定に向けて子どもが主体的に参加し、意見を表明する機会を設けるとともに子どもを含めた市民の意見を幅広く聴取する活動
- 参加したNPO
 - 特定非営利活動法人親子支援センターCRAYONLAND
 - 特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
 - 特定非営利活動法人こどもNPO
 - 特定非営利活動法人子ども&まちネット
- 期間
 - 平成20年7月17日から平成21年3月31日
- 主な意見
 - ◆ 親・子どもの自主性を養う支援（当事者参加型子育て支援）が重要である。
 - ◆ 子ども条例の周知、子どもの権利擁護の制度化が重要である。
 - ◆ 配慮を要する子ども・家庭への施策が重要である。
 - ◆ 地域に子どもが気軽に立ち寄れて気持ちを受け止めてもらうことのできる子どもの居場所を作るべきである。
 - ◆ 市域の広さに応じ、拠点施設を利用できない地域に向けたサービス展開が必要である。
 - ◆ 拠点施設等に出てこられない人のところに出向く施策が必要である。
 - ◆ 施設や事業を活用した対面的情報提供も必要である。

(4) なごや☆子ども☆めっせ

NPO協働事業の報告会を兼ね、子どもが楽しみながら子ども条例について学び、自分の気持ちを表現するイベントを開催しました。

- 日時 平成21年3月15日（日）
- 場所 青少年交流プラザ（ユースクエア）
- 企画内容
 - ◆ クイズ DE 学ぼう！ 子ども条例
 - ・なごやのまちや子ども条例を題材としたクイズに子どもが挑戦した。
 - ◆ きみも名人、子ども川柳
 - ・なごやのまちの好きなところやいつも感じていること、将来の夢などを子どもが川柳にした。
 - ◆ 思いを伝えるカードづくり
 - ・お父さん、お母さんに伝えたい思いをカードにした。カードはプレゼントできるよう持ち帰った。
 - ◆ 条例紙芝居で BINGO
 - ・なごや子ども条例を題材とした紙芝居をBINGOゲームを取り入れながら楽しみ、条例について学んだ。
- 参加者数 のべ160人



(参考) なごや子ども条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第8条—第13条）

第4章 子どもに関する基本的な施策等（第14条—第19条）

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進（第20条—第23条）

第6章 雑則（第24条）

附則

子どもは、生まれながらにして一人一人がかけがえのない存在であり、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることによって、自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことができます。

子どもは、自分の価値が尊重されることによって、他者の価値を尊重を知ることができます。

子どもは、子ども同士のふれあいや、様々な人、自然、社会そして文化との適切なかかわりを通じて、他を思いやる心を持ち、ルールを守るなどの社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立することができます。

子どもは、年齢や発達に応じて、物事を考え、意見を言うことができます。

名古屋のすべての子どもが、自分自身の持っているこのような力を信じることで、その力を伸ばすとともに発揮して、未来の名古屋を担う存在になっていくことが、すべての市民の願いです。

そのために、大人は、子どもの未来の視点を大切にするとともに、子どもの年齢や発達に応じた支援をし、子どもが自立した若者に成長するまでを見守ることが必要です。

さらに、大人は、自分の言動が子どもに大きな影響を与えることを認識したうえで、子どもの手本となり、子どもから信頼される存在であることが求められます。

ここに、わたしたちは、児童の権利に関する条約を基本とし、民族、性別、障害などにかかわらず、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となつてつくることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(2) 保護者 親及び里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 地域住民等 地域の住民及び団体をいう。

(4) 学校等関係者 学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設の関係者をいう。

第2章 子どもの権利

(子どもにとって大切な権利及び責任)

第3条 この章に定める権利は、子どもにとって特に大切なものとして保障されなければならない。

2 子どもは、その年齢及び発達に応じ、社会の責任ある一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同様に他者の権利を尊重するよう努めなければならない。

(安全に安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安全に安心して生きるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもってはぐくまれること。
- (3) 健康な生活ができるとともに、適切な医療が提供されること。
- (4) あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) 年齢及び発達にふさわしい生活ができること。

(一人一人が尊重される権利)

第5条 子どもは、一人一人が尊重されるため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること。
- (2) 自分の考えを自由に持ち、及び表現することができること。
- (3) 信頼されるとともに、自分の考えが尊重されること。
- (4) プライバシー及び名誉が守られること。
- (5) 自分の持っている力を発揮できること。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、豊かに育つため、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 年齢及び発達に応じ、学び、遊び、及び休息することにより、のびのびと育つこと。
- (2) さまざまな人、自然及び社会並びに多彩な文化とのかかわりの中で、他と共生し、社会の責任ある一員として自立していくこと。

(主体的に参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、その年齢及び発達に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分たちの意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(共通の責務)

第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。

- (1) 子どもが他者の権利を尊重し、社会の責任ある一員として育つために必要な支援
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援

(市の責務)

第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。

2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。

2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければならない。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。

2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。

(学校等関係者の責務)

第12条 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。

2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。

3 学校等関係者は、子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭（以下「子育て家庭」という。）を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

(虐待、体罰、いじめ等の救済等)

第14条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめ等の防止、相談及び救済のために必要な措置を講じなければならない。

(子どもの育ちの支援)

第15条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり

(2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり

(3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、社会の責任ある一員として自立していくために必要な支援

(子育て家庭の支援)

第16条 市は、保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすことにより子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、子育て家庭を支援するネットワークづくりを進めるなど、子育て家庭の支援を行うものとする。

(子どもの参画の促進)

第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。

(関連施策との一体的推進)

第18条 市は、基本的施策を推進するに当たっては、若者の自立支援に関する施策その他関連施策と一体的に推進しなければならない。

(調査研究等)

第19条 市は、子どもの権利、その権利の保障及び子どもに関する施策に関する調査及び研究を行うものとする。

2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるための広報活動を行うものとする。

第5章 子どもに関する施策の総合的な推進

(総合計画)

第20条 市長は、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、総合計画を策定するに当たっては、あらかじめ、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、総合計画を策定するに当たっては、子どもを含めた市民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(実施状況等の公表等)

第21条 市長は、毎年度、総合計画の実施状況等を公表しなければならない。

2 市長は、前項の総合計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第22条 市は、子どもに関する施策を実施するとともに、子どもを社会全体で支援するため、総合的な拠点施設を整備するものとする。

(なごや子ども・子育て支援協議会)

第23条 市長の附属機関として、なごや子ども・子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、子どもに関する施策に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

3 協議会は、子どもに関する施策に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。

4 協議会は、市長が委嘱する委員35人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第23条の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

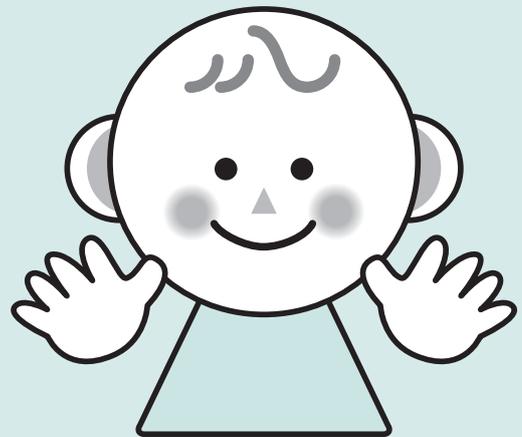
2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、第20条第1項の規定により策定された総合計画とみなす。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止)

3 名古屋市青少年問題協議会条例（昭和33年名古屋市条例第20号）は、廃止する。

(名古屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日の前日において名古屋市青少年問題協議会の委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の名古屋市青少年問題協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。



なごや子ども条例マスコットキャラクター
なごっち

なごや子ども・子育てわくわくプラン

～子どもに関する総合計画(名古屋市次世代育成行動計画・後期計画)～

編集・発行 名古屋市子ども青少年局（市役所本庁舎2階）
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1
電話:(052)972-3081 ファックス:(052)972-4437
メール:a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

発行年月 平成22年3月





なごや子ども条例マスコットキャラクター

なごっち